一　特別需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

二　サービスエリア等における他の電気工作物と電気的接続を分離すること等により保安上の支障がないことが確保されていること。

三　特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項、第六条第一項第一号並びに第十六条第一項及び第三項の規定に基づき、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月一日

環境大臣　石原　伸晃

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第十二号中「所有者」を「使用者」に改める。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

別表第二の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

別表第三の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

様式第十六中「自動車等の所有者」を「自動車等の使用者」に改める。

様式第十八中「自動車等の所有者」を「自動車等の使用者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年八月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一一九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表秋田県の項中「北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱一〇の五」を「北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱一〇の一一」に改める。

別表の一の表備考第一項中「平成二十五年四月一日（」の下に「米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係るものにあつては平成二十六年三月七日」を加え、「、平成二十六年四月二十二日」を「同年四月二十二日」に改める。

別表の二の表北海道の項中「夕張市南部東町」を「夕張市南部青葉町五七三」に改める。

別表の二の表備考中「平成二十五年四月一日」の下に「（札幌開発建設部大夕張ダム管理所に係るものにあつては、平成二十六年八月一日）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―五五別表の一の表秋田県の項の規定及び同表備考第一項中米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所に係る部分は、平成二十六年三月七日から適用する。

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年八月一日

日本学術会議会長　大西　**隆**

日本学術会議事務局組織規則の一部を改正する規則

日本学術会議事務局組織規則（平成十七年日本学術会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。